

★協力願い★

【発生事例】

●発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定された。

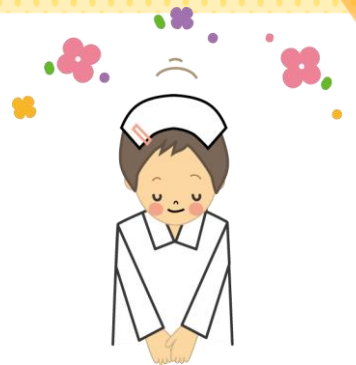
上記のような事例があったので、それを防ぎ、学校感染リスクを低減させるため、以下のような措置をとります。(県教育庁保健体育課より)

【対象】

☆全県立学校

【期間】

☆本日～当面の間



【対応方法】

☆発熱や風邪症状があるため休んだり、早退する場合はかかりつけ医や医療機関を受診する。

*受診した際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認する。

☆受診しない場合の再登校に際しては、解熱剤などの薬を使わずに発熱や風邪症状がなくなって3日経過していること。

★陰性証明、治療証明及び登校許可証については、すべて不要です。保護者からの連絡で確認します。